

文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命： 教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「人材・教育・文化大国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標 1 生涯学習社会の実現

（生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ結果が適切に評価される社会の実現を目指す）

- 施策目標 1 - 1 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標 1 - 2 地域教育力の活性化
- 施策目標 1 - 3 家庭教育の支援
- 施策目標 1 - 4 奉仕活動・体験活動の推進による青少年の豊かな心の育成

政策目標 2 確かな学力の向上と豊かな心の育成

（確かな学力の向上と豊かな心の育成のための初等中等教育を推進する）

- 施策目標 2 - 1 確かな学力の育成
- 施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応
- 施策目標 2 - 3 信頼される学校づくり
- 施策目標 2 - 4 快適で豊かな文教施設・設備の整備

政策目標 3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興

（国際競争力を支える多様な人材を育成し、先端的・独創的な研究成果によって世界に貢献するとともに、地域の産業・文化、生涯学習等の知的拠点を形成する）

- 施策目標 3 - 1 大学などにおける教育研究機能の充実
- 施策目標 3 - 2 大学などにおける教育研究基盤の整備
- 施策目標 3 - 3 意欲ある学生への支援体制の整備
- 施策目標 3 - 4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標 4 科学技術の戦略的重点化

（国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と急速に発展しうる領域への先見性、機動性をもった対応を実現するとともに未来を切り拓く質の高い基礎研究の推進を図る）

- 施策目標 4 - 1 基礎研究の推進
- 施策目標 4 - 2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標 4 - 3 情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標 4 - 4 環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標 4 - 5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標 4 - 6 原子力分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標 4 - 7 宇宙分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標 4 - 8 海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標 4 - 9 社会基盤等の重要分野の推進や急速に発展しうる領域への対応

政策目標 5 優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革

（世界水準の優れた研究開発成果の出る仕組みの構築とそのための基盤の整備を図る）

- 施策目標 5 - 1 競争的かつ流動的な研究開発システムの構築
- 施策目標 5 - 2 評価システムの改革
- 施策目標 5 - 3 創造的な研究機関・拠点の整備
- 施策目標 5 - 4 優れた研究者・技術者の養成・確保
- 施策目標 5 - 5 研究開発基盤の整備
- 施策目標 5 - 6 科学技術活動の国際化の推進

政策目標 6 科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革

（科学技術の振興に対する国民の理解の増進及び信頼の獲得と科学技術の成果の社会への還元を推進する）

- 施策目標 6 - 1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進
- 施策目標 6 - 2 地域における科学技術振興のための環境整備
- 施策目標 6 - 3 国民の科学技術に対する理解の増進及び信頼の獲得

政策目標 7 スポーツの振興と健康教育・青少年教育の充実

（生涯スポーツ社会の実現と国際競技力の向上を目指したスポーツ振興及び健康教育と青少年教育の充実を推進し、子どもから大人まで心身ともに健全な社会を実現する）

- 施策目標 7 - 1 生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標 7 - 2 我が国の国際競技力の向上
- 施策目標 7 - 3 学校体育・スポーツの充実
- 施策目標 7 - 4 学校における健康教育の充実
- 施策目標 7 - 5 青少年教育の充実と健全育成の推進

政策目標 8 文化による心豊かな社会の実現

（我が国固有の伝統文化を継承・発展させるとともに、優れた芸術文化の振興を図ることにより、文化による心豊かな社会を実現する）

- 施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興
- 施策目標 8 - 2 文化財の次世代への継承・発展
- 施策目標 8 - 3 文化振興のための基盤整備
- 施策目標 8 - 4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進

政策目標 9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

（人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う）

- 施策目標 9 - 1 日本人の心に見える国際教育協力の推進
- 施策目標 9 - 2 諸外国との人材交流の推進
- 施策目標 9 - 3 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保

文部科学省の使命 教育、科学技術 学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「人材 教育・文化大国」と科学技術創造立国」を実現する。

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
1 生涯学習社会の実現	1-1 生涯を通じた学習機会の拡大	高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する高等教育機関において、学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。	1-1-1 放送大学において、学生数10万人を目指す。(平成16年度) 1-1-2 各大学における社会人受け入れ体制の整備状況に応じて、大学の受け入れられる社会人数を増加させる。(平成16年度) 1-1-3 各大学院における社会人受け入れ体制の整備状況に応じて、大学院の受け入れられる社会人数を増加させる。(平成16年度) 1-1-4 社会が求める即戦力となる人材の養成のため、専修学校において受け入れられる社会人の数を増加させる。(平成16年度) 1-1-5 地域における生涯学習の機会を拡充するため、大学等における公開講座の開設数を増加させる。(平成16年度)	(生)政策課 / (生)生涯学習推進課・(高)大学課、専門教育課
	1-2 地域教育力の活性化	地域における様々な現代的課題等に対応するため、多様な学習活動の機会や情報の提供、様々な機関・団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させる。	1-2-1 NPOとの連携による地域学習活動について、平成16年度までに1,100の活動の実施を達成する。(平成16年度) 1-2-2 完全学校週5日制に対応した週末などにおける子ども等の体験活動の受け入れの場を全国的に拡充する。(平成16年度) 1-2-3 公民館において、インターネットの接続施設の割合を前年度における割合より向上させる。(平成16年度) 1-2-4 図書館において、インターネットの接続施設の割合を前年度における割合より向上させる。(平成16年度) 1-2-5 博物館において、インターネットの接続施設の割合を前年度における割合より向上させる。(平成16年度) 1-2-6 学校教育・社会教育に関する情報・研修番組や学習番組等を全国で受信できるよう「教育情報衛星通信ネットワーク(エル・ネット)」について、公民館等社会教育施設や学校等における受信設備の配置を進める。(平成17年度) 1-2-7 男女共同参画の促進に関するモデル事業を毎年実施し、その成果を広く都道府県教育委員会等に周知することにより、普及・啓発を図る。(平成16年度) 1-2-(追加) 学校教育・社会教育を通して、各種の優れた教育用コンテンツの活用促進を図ることにより、ITを活用した教育及び学習の質的向上を図る。 1-2-(追加) 社会教育施設が中心となった社会教育の活性化のための先駆的な事業の実施や評価を一体的に行い、全国に広く普及する。 1-2-(追加) 平成18年度までに女性のキャリア形成を支援するためのモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。	(生)政策課 / (生)生涯学習推進課、社会教育課、学習情報政策課、男女共同参画学習課
	1-3 家庭教育の支援	近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、親の間に、子育ての負担感や子どもの教育の仕方がわからないといった育児に関する悩みなどが広がっていることが指摘されている。このため、子育てに関する学習機会の充実や情報の提供、親が24時間いつでも相談できる体制の整備、地域で子育てを支援するネットワークの形成等の観点から家庭教育に対する支援の充実を図る。	1-3-1 「妊娠期子育て講座」を全国3,000講座で実施する。(平成16年度)	(生)男女共同参画学習課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>1-3-2 就学時健診等の機会を活用した子育て講座」を全国20,000講座で実施する。(平成16年度)</p> <p>1-3-3 思春期の子どもを持つ親を対象とした子育て講座」を全国3,000講座で実施する。(平成16年度)</p> <p>1-3-4 該当するすべての家庭に「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を順次配布する。(平成15年度)</p> <p>1-3-5 17時以降においても電話等により、親が悩み等について相談できる体制を8割程度の都道府県に普及・定着させる。(平成15年度)</p> <p>1-3-6 新エンゼルプラン(平成11年12月 関係6大臣合意)」に沿って、子育てサポーターの配置による地域における子育て支援ネットワーク構築事業を実施することにより、子育て支援のネットワーク構築のノウハウ等が他の市町村へ波及するなど、各市町村における子育て支援のネットワークの整備を活性化・推進する。(平成16年度)</p>	
	1-4 奉仕活動・体験活動の推進による青少年の豊かな心の育成	全国的に学校内外を通じた青少年等のボランティア活動などの奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を行い、当該活動の大幅な拡充を図る。	<p>1-4-1 国レベルでの情報収集・提供や自治体の活動支援などを行う全国体験活動ボランティア活動総合推進センター」を平成14年度中に開設し、情報収集・提供システムを確立するなど、その役割を十分に果たせるよう機能の拡充を図る。(平成16年度)</p> <p>1-4-2 国において、平成14年度中に関係府省及び全国規模の関係団体相互の連携協力関係を構築するための協議の場として「全国奉仕活動・体験活動推進協議会」を構成し、活動に関する情報の共有など、幅広い関係者による継続的な連携協力関係の構築を図る。(平成16年度)</p> <p>1-4-3 全国の都道府県・市町村において、活動に関する情報提供・相談等のコーディネートを行う支援センターが整備されるよう支援する。(平成16年度)</p> <p>1-4-4 全国の都道府県・市町村において、幅広く関係機関や団体等との連携を図り活動の推進に向けた諸課題について協議を行う推進協議会が整備されるよう支援する。(平成16年度)</p> <p>1-4-5 全国の小・中・高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施する。(平成17年度)</p>	(生)社会教育課 / (初)児童生徒課
2 確かな学力の向上と豊かな心の育成	2-1 確かな学力の育成	基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などを含めた「確かな学力」を身に付けさせる。	<p>2-1-1 学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。(平成17年度)</p> <p>2-1-2 少人数指導・習熟度別指導の実施など、個に応じた指導の充実を図る。(平成17年度)</p> <p>2-1-3 教員一人あたりの児童生徒数の欧米並の水準(小:18.6人、中14.6人)への改善を進める。(平成17年度)</p> <p>2-1-4 学校教育への社会人等の活用の増加(平成16年度までに約5万人を全国の学校に導入等)を推進する。(平成16年度)</p>	(初)教育課程課 / (初)初等中等企画課、財務課、児童生徒課、特別支援教育課、国際教育課、教科書課、施設助成課、教職員課、参事官

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			2-1-5 英語教育の改善の目標や方向性を明らかにし、その実現のために国として取り組むべき施策を盛り込んだ「英語が使える日本人」の育成のための行動計画を策定し、計画に基づいた施策を実施することにより、今後5カ年で「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。(平成19年度)	
			2-1-6 学校での朝読書等の読書活動を充実するとともに、平成14年度からの5年間で、学校図書館の蔵書について、新たに4千万冊を整備する(およそ20%の増を図る)。(平成18年度)	
	2-2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応	他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現するとともに、児童生徒の問題行動等への適切な対応を図る	2-2-1 幼稚園から高等学校までの全ての学校種において、体験活動をいかした道徳教育や地域人材の積極的活用など特色ある充実した道徳教育を実施する。(平成17年度)	(初)児童生徒課 / (初)教育課程課、幼児教育課、特別教育支援課
		2-2-2 全国の小・中・高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施する。(再掲) (平成17年度)		
		2-2-3 児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるよう、職場体験やインターンシップ(就業体験)の充実等を通じて、キャリア教育の推進を図る。(平成17年度)		
		2-2-4 全国の公立中学校において、全ての生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。(平成17年度)		
		2-2-5 不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポートセンター)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する。(平成17年度)		
		2-2-6 学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについて研究し、その成果の普及を図る。(平成17年度)		
		2-2-7 障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育を行うとともに、学習障害、注意欠陥/多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する。(平成17年度)		
		2-2-(追加) 小学校における教育相談体制の充実		
	2-3 信頼される学校づくり	保護者や地域住民の信頼に応え、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校の自主性・自律性の確立、教育委員会の活性化、教員の資質向上を図るとともに、特色ある学校づくりを推進する。	2-3-1 全公立学校において自己評価を実施し、その結果を公表する。(平成22年度)	(初)初等中等教育企画課 / (初)教職員課、施設助成課、参事官
		2-3-2 全公立学校の6割に学校評議員を設置する。(平成16年度)		
		2-3-3 全都道府県・指定都市教育委員会における教員評価システムの改善を目指す。(平成17年度)		
		2-3-4 全都道府県・指定都市教育委員会における指導力不足教員に関する人事管理システムの導入を目指す。(平成15年度)		
		2-3-5 教員の実践的指導力の向上を図る一環として、概ね全ての教員がコンピューターを使った指導を実施できるようにする。(平成17年度)		

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標（カッコ内は達成年度）	担当課（主管課／関係課）
			2-3-6 教員の資質向上に資するため、教育委員会と大学との連携推進が重要であることから、各都道府県指定都市教育委員会の8割が、教員研修の改善を目的とした大学との連携の取組を行うことにより、教員研修の充実を図られることを目指す。（平成17年度）	
			2-3-7 昭和56年度（新耐震設計法の施行）以前に建築された公立小中学校建物（総棟数87,587棟）について、地方公共団体における耐震診断等の実施を促し、公立学校施設の老朽化・耐震化対策を重点的に推進する。（平成17年度）	
			2-3-8 生徒や保護者が実質的に中高一貫教育校を選択することが可能となるよう通学範囲の身近なところに数多く設置されることを目標に整備を促進する。（平成19年度）	
	2-4 快適で豊かな文教施設 設備の整備	児童生徒が安心して学習でき、教育内容・方法の多様化や社会のニーズに対応した文教施設 設備の整備を図る。	2-4-1 昭和56年度（新耐震設計法の施行）以前に建築された公立小中学校建物（総棟数87,587棟）について地方公共団体における耐震診断等の実施を促すことにより、公立小中学校施設の老朽化・耐震化対策を重点的に推進する。（平成17年度）	(官)施設企画課 / (初)施設助成課、参事官
		2-4-2 児童生徒5人に1台の教育用コンピュータを整備する。（平成17年度）		
		2-4-3 概ねすべての公立学校が高速インターネットに常時接続できるよう推進を図る。（平成17年度）		
		2-4-4 5年間で環境を考慮した学校施設（エコスクール）を200校以上整備する。（平成18年度）		
		2-4-（追加） 社会のニーズに対応した産業教育施設設備を整備する。		
3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興	3-1 大学などにおける教育研究機能の充実	活気に富み国際競争力のある大学づくりを目指して、大学の改革を推進するとともに、大学の適切な評価システムを育成すること等によって、大学などにおける教育研究の充実を図る。	3-1-1 各大学におけるファカルティ・デベロップメント、厳格な成績評価（GPA）等の教育内容・方法の改善などに取り組む大学を増加させる。（毎年度）	(高)高等教育企画課 / (高)大学課、大学改革官室、専門教育課、医学教育課
		3-1-2 大学におけるインターンシップ(授業科目として位置づけられているものに限る。)の実施率を5割以上とする。（平成17年度）		
		3-1-3 大学における教員の任期制の導入や公募制の実施によって、教員の流動化を促進させる。（毎年度）		
		3-1-4 各大学等による自己点検・評価の実施及び実施結果の公表が100%となるよう促進するとともに、平成16年度から大学評価・学位授与機構による大学評価を本格実施する。（平成15年度）		
		3-1-5 診療に必要な基本的な知識、技能及び態度を有する医師・歯科医師を養成するため、臨床実習開始前に行う客観的かつ総合的な試験システムを構築し、その導入を促す。（平成17年度）		
		3-1-6 第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、学問分野別に、世界的な研究教育拠点を形成し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。各大学の戦略により、各大学の個性や特色の明確化が図られ、大学全体の水準向上や活性化を図る。（平成19年度）		
		3-1-7 大学教育の改善に資する種々の取組のうち特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供を行うなどにより、高等教育の活性化の促進を図る。（平成19年度）		
		3-1-（追加） 各大学が設置する法科大学院をはじめとする専門職大学院の教育内容の開発・充実を図り、高度専門職業人の養成を推進する。		

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標（カッコ内は達成年度）	担当課（主管課／関係課）
	3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備	国立大学等施設を重点的・計画的に整備し、大学などにおける教育研究基盤の整備を図る。	3-2-1 国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、約600万㎡の国立大学等の施設整備を重点的・計画的に行う。（平成17年度） 3-2-2 施設の効率的・弾力的利用を図るための施設検討委員会等の設置などの体制づくりを推進する。（平成17年度） 3-2-3 施設の効率的・弾力的利用を図るための学内規定の整備を推進する。（平成17年度）	(官)施設企画課 / (高)大学課、専門教育課、医学教育課
	3-3 意欲ある学生への支援体制の整備	教育を受ける意欲と能力のある者がより多くこれを受けられるよう奨学金の充実を図る。	3-3-1 学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるよう基準適格申請者に対する貸与率の改善に努める。（毎年度） 3-3-2 奨学金を希望する者がより多くこれを受けられるよう貸与人員の増員に努める。（毎年度） 3-3-3 学生生活費等の動向を踏まえ、学生が安心して学べるよう貸与月額の実に努める。（毎年度） 3-3-4 奨学金事業の原資となる奨学生からの返還金を確実に回収するため、口座振替（Jレー口座）への加入を促進する。（毎年度） 3-3-5 奨学金希望者及び大学等担当者の利便性の向上及び処理の迅速化等のための申請手続の電子化を推進する。（毎年度）	(高)学生課
	3-4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	私立学校の振興に向け、私立学校における教育研究条件の維持・向上、経営の健全性の向上を図る。	3-4-1 学校法人の収入構成に占める寄付金収入の割合を高める。 3-4-2 学校法人の収入構成に占める事業収入の割合を高める。 3-4-3 私立大学及び私立専門学校における教育又は研究に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助のより一層の充実を図る。 3-4-4 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費に対する補助割合の向上を図るなど、経常費補助のより一層の充実を図る。（平成15年度） 3-4-5 財務状況を公開している文部科学大臣所轄学校法人の割合を高め、できる限り100%に近づける。（平成15年度）	(高)私学行政課 / (高)私学助成課、参事官
4 科学技術の戦略的重点化	4-1 基礎研究の推進	研究者の自由な発想に基づく基礎研究を幅広く着実に、かつ持続的に推進し、人類の知的資産の拡充に貢献するとともに、世界最高水準の研究成果や、新たなブレークスルーをもたらす優れた研究成果を生み出す。	4-1-1 第2期科学技術基本計画の方針に沿って、基礎研究について一定の資源を確保する。（平成17年度） 4-1-2 第2期科学技術基本計画の競争的資金の倍増を目指すとの方針に沿って、基礎研究を推進するための競争的資金（科学研究費補助金及び戦略的創造研究推進事業）の拡充に努める。（平成17年度） 4-1-3 優れた研究成果が生み出され活用されるよう間接経費の拡充等、競争的研究資金の制度改革を進める。（平成17年度）	(振)基礎基盤研究課 / (振)学術研究助成課、学術機関課
	4-2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	ライフサイエンス研究を戦略的・重点的に推進することにより、革新的な創薬・医療技術及び食料や環境問題への対応のための基盤技術を開発し、ゲノム情報を活用した創薬や個人にあった医療等を実現し、活力ある経済社会の創造に資する。	4-2-1 タンパク質の全基本構造の1/3（約3000種）以上の構造及び機能を解析し、解析結果の特許化を図る。（平成19年度） 4-2-2 ライフサイエンス研究の基盤となる生物遺伝資源（バイオリソース）及びそのゲノム情報について、戦略的に開発・収集・保存・提供を行う体制を確立する。（平成18年度）	(振)ライフサイエンス課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>4 - 2 - 3 基礎研究の成果を実用化につなげていくための実施体制や支援体制を整備し、基礎研究成果の臨床応用への橋渡し研究 (トランスレーショナルリサーチ) や最先端の解析機器開発を推進するなどにより、革新的な成果を創出する。(平成 18年度)</p> <p>4 - 2 - (追加) ゲノム機能等の集中的機能解析と個別生命現象の解析の連携により生命機能統合データベースを整備し、標的とした疾患等の原因遺伝子から発現に至るまでに係る、遺伝子やタンパク質の相互作用を明らかにする。</p> <p>4 - 2 - (追加) 平成20年度までに、がんに関してこれまで得られた基礎研究の成果を実用化につなげる研究を推進し、新しいがん治療法の開発につながる成果を創出する。</p>	
	4 - 3 情報通信分野の研究開発の重点的推進	先端的な情報科学技術の研究開発及び研究開発に関する情報化を推進する。	<p>4 - 3 - 1 大学等における情報通信技術のうち、実用化が期待できる技術 (モバイル、光、デバイス) 等について重点投資を行い、プロジェクト研究として推進し、プロジェクト研究成果の実用化・企業化を目指す。(平成 18年度)</p> <p>4 - 3 - 2 観測実験・シミュレーション等で大容量のデータを扱い、超高速・広帯域のネットワークを必要とする高エネルギー・核融合科学をはじめとする先端分野の研究を一層推進するため、先端的な研究機関を最速10Gbpsの回線で接続する超高速研究ネットワーク (スーパー-SINET) のノード(接続拠点)数を28機関において整備し、さらに順次拡充する。(平成 15年度)</p> <p>4 - 3 - (追加) 教育、文化・芸術分野における知的資産の電子的な保存・活用等 (デジタルアーカイブ化) に必要なソフトウェア技術の研究開発を行う。</p> <p>4 - 3 - (追加) 最新の半導体技術を用いたハードウェアにより柔軟かつ高い計算能力 (毎秒数兆 - 数10兆計算) を有する、シミュレーション (計算科学) 専用の計算速度加速システム (市販の小型コンピュータに接続して利用) の実証システムの実現を目指す。</p> <p>4 - 3 - (追加) 分散したコンピュータを高速ネットワークで結び、百テラフロップス級の計算処理能力を持つグリッド・コンピューティング環境を構築し、産学官連携の推進や、ナノ分野等他分野と情報通信分野との連携の下で行う融合領域研究を進展させることにより世界水準の高速コンピューティング環境の実現を目指す。</p>	(振) 情報課
	4 - 4 環境分野の研究開発の重点的推進	地球温暖化、水循環、資源循環、有害化学物質等の地球環境問題は、我々人類の社会生活と密接な関連を有し、重大な影響を及ぼす恐れがあることから、総合科学技術会議の環境分野推進戦略を受け、その現象を科学的に解明し、適切な対応を図るための研究開発を推進する。	<p>4 - 4 - 1 ARGO計画に基いたフロートの展開を実現し、海洋データを全地球規模で収集する。平成16年度に陸域観測技術衛星ALOSを打ち上げ、地球変動予測に不可欠な観測データを取得する。これらの観測により、国際的な地球観測の枠組であるIGOS (統合地球観測戦略) の活動を通じた地球環境観測体制の強化を図る。(平成 18年度)</p> <p>4 - 4 - 2 南極地域観測第 5期5カ年計画に基づき、南極地域観測事業を推進し、地球温暖化、オゾンホール等の地球規模での環境変動の解明に向けた研究・観測を行う。(南極地域観測は、昭和51年に統合推進本部が定めた「南極地域観測事業の将来計画基本方針」に基づき、5カ年を1単位とする観測計画を策定) (平成 17年度)</p> <p>4 - 4 - 3 地球温暖化等に関する精度の高い予測を実現することを目的として、約10 Kmメッシュスケールの全球大気・海洋各モデル及び高解像度結合モデルを開発する。(平成 18年度)</p> <p>4 - 4 - 4 世界最高の計算処理速度を有する地球シミュレータ最大性能40Tflops)を平成13年度に開発し、高精度の地球環境変動のシミュレーションを実現するため、全球大気・海洋各モデル等を用いたシミュレーションを世界最高レベルの速度で駆動させるためのプログラムを開発する。(平成 18年度)</p>	(研) 海洋地球課 / (研) 宇宙開発利用課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>4-4-5 大学・研究機関の英知を結集し、各種観測データを集約することにより、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における第4次評価報告書に寄与できる精度の高い温暖化予測を目指して「日本モデル」(大気海洋結合モデルの高度化、地球温暖化予測統合モデルの開発、高精度・高分解能気候モデルの開発)を開発する。(平成18年度)</p> <p>4-4-6 日本を中心としたアジア・モンスーン地域における陸水循環過程の解明に向け、各研究機関が共同で高解像度の水循環モデルを開発する。(平成18年度)</p> <p>4-4-7 「持続型経済社会」の実現に向けて、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスを無害化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発を行うとともに、その実用化と普及を目指して、要素技術・影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携・協力により行う。(平成19年度)</p> <p>4-4-(追加) 平成20年度までに、化学物質の環境中におけるメカニズムの解明と対策手法を開発する。また、生態系機能を活用した温室効果ガス固定・削減技術等の地球温暖化対策技術を開発する。</p>	
	4-5 ナノテクノロジー 材料分野の研究開発の重点的推進	ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組みを行うとともに、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新を先導する。	<p>4-5-1 分野別バーチャルラボによって10~20年後の実用化・産業化を展望した挑戦的な研究に関して研究者の緊密な連携の下に効果的な研究を行う。(平成19年度)</p> <p>4-5-2 ナノテクノロジーとバイオテクノロジーの融合によって、五感センサー・知覚デバイス、生理機能応答素子、生体適合材料等を開発し、人体の機能を代替・補助する医療用機器を創製するとともに、国際的な医療産業における競争力の強化を図る。(平成19年度)</p> <p>4-5-3 2010年頃に訪れると予想されるシリコン電子デバイスの微細化の限界を打破するため、より小型、より高速、より省電力の新原理のデバイスを世界に先駆けて開発し、IT分野において世界を先導することを目指す。(平成19年度)</p> <p>4-5-4 我が国が優位な超伝導や低温の技術等を活かし、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーをはじめとする幅広い研究開発に資するとともに、産業の技術革新のための基盤技術として重要な、世界最先端の計測、分析、評価技術・機器を開発する。(平成19年度)</p> <p>4-5-5 ナノテクノロジー総合支援プロジェクトの一環として、大型・特殊施設・設備の共同利用の促進を行い、総合的に研究活動を支援することを通じて、我が国におけるナノテクノロジーを戦略的に推進する。(平成18年度)</p> <p>4-5-6 ナノテクノロジー総合支援プロジェクトの一環として、情報収集・発信及び研究者の交流促進を図り、総合的に研究活動を支援することを通じて、我が国におけるナノテクノロジーを戦略的に推進する。(平成18年度)</p> <p>4-5-7 強度2倍かつ寿命2倍の超鉄鋼材料技術を実現する。(平成18年度)</p>	(振)基礎基盤研究課
	4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進	原子力を社会が受容できるよう安全に制御、管理する技術と社会的制度を確立しながら、長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向け、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発を行う。	4-6-1 長期的なエネルギー安定供給を実現するため、高速増殖炉サイクルの炉・再処理・燃料製造の実用化候補の更なる絞込みを行う。(平成17年度)	(開)原子力課 / (科)原子力安全課・(振)量子放射線研究課・(開)開発企画課立地地域対策室、核燃料サイクル研究開発課、原子力課核融合開発室

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>4-6-2 物質・生命科学並びに原子核・素粒子研究の展開のため、世界最高レベルのビーム強度を持った陽子加速器を建設する。(大強度陽子加速器計画)(J-PARC)(平成19年度)</p> <p>4-6-3 原子核物理学やRI利用等の広範な研究に資するため、全元素のRを世界最大の強度でビームとして発生させ、実験を開始する。(RIBF)(平成18年度)</p> <p>4-6-4 身体的負担の少ないがん治療法を普及させるため、重粒子線がん治療臨床試験の高度先進医療としての承認申請を厚生労働省に対し行う。(平成16年度)</p> <p>4-6-5 長期的なエネルギー安定供給を実現するため、国際熱核融合実験炉(ITER)の建設活動を開始する。(平成15年度)</p> <p>4-6-6 六ヶ所再処理施設の操業が予定されている平成17年度までに、同施設に対する必要な保障措置システムの確立を行う。(平成17年度)</p>	
	4-7 宇宙分野の研究・開発・利用の推進	宇宙というフロンティア分野で先端科学技術に挑戦し、「人類の将来につながる知見を獲得」するとともに、「社会経済への貢献」及び「宇宙活動基盤の強化」を目指す。	<p>4-7-1 月・地球型惑星、小惑星、磁気圏など太陽系科学探査技術の確立に向けて、第17号科学衛星(LUNAR-A)や月周回衛星(SELENE)の開発、打上げ、運用を行う。また、第20号科学衛星「はやぶさ」(MUSES-C)の運用を行う。(平成19年度)</p> <p>4-7-2 宇宙からの天文観測において最先端の観測技術の確立に向け、第21号科学衛星(ASTRO-F)や第22号科学衛星(SOLAR-B)、第23号科学衛星(ASTRO-E)の開発、打上げ、運用を行う。(平成20年度)</p> <p>4-7-3 高度な地球観測技術の確立に向けて、陸域観測技術衛星(ALOS)の開発、打上げ、運用を行う。また、米国の地球観測衛星(Aqua)に搭載されたAMSR-E、環境観測技術衛星「みどり」(ADEOS-)の運用を行う。(平成21年度)</p> <p>4-7-4 高度な衛星通信技術の確立に向けて、光通信技術試験衛星(OETS)や技術試験衛星「型」(ETS-)、超高速インターネット衛星(WINDS)の開発、打上げ、運用を行う。また、データ中継技術衛星「こだま」(DRTS)の運用を行う。(平成22年度)</p> <p>4-7-5 平成17年度からの民間移管に向けて、H-Aロケットを9号機まで確実に打ち上げるとともに、開発を終了する。(平成16年度)</p> <p>4-7-6 日米欧加露の国際協力の下で行われている国際宇宙ステーション計画を推進し、有人宇宙活動の基礎的な技術の確立、宇宙環境利用の促進に向けて、我が国初の有人宇宙施設「きぼう」を開発、運用する。(平成27年度)</p>	(開)宇宙政策課 / (開)宇宙開発利用課
	4-8 海洋分野の研究開発の推進	地球全表面の7割を占め、多様な資源・空間を有する海洋に関する調査研究を行うことで、気候変動、地殻変動等の地球変動現象を解明し、国民生活の質の向上など経済社会への貢献を目指す。	<p>4-8-1 エルニーニョ原である西太平洋からインド洋にかけての暖水プール域における熱収支の変動機構を明らかにするために、海洋観測ブイシステムにより、海洋・大気と淡水の空間分布と時間変化を把握する。(平成18年度)</p> <p>4-8-2 地球規模の高度海洋監視システムを国際協力により構築し、地球変動予測の実施に不可欠な海洋データを全地球規模で収集する。(平成16年度)</p> <p>4-8-3 地球温暖化等の精度良い予測を実現することを目的として、約10kmメッシュスケールの全球大気・海洋各モデル及び高解像度結合モデルを開発する。(平成18年度)</p> <p>4-8-4 日本列島の地殻変動に密接に関係するフィリピン海プレート・太平洋プレートの沈み込み帯及び伊豆・小笠原・マリアナ弧に重点を置いて構造イメージングを進め、プレート沈み込み帯に伴う流動・変形・破壊過程を含む時空間スケールの異なるプレート挙動並びに島弧地殻の形成過程を表現する新しいプレート挙動モデルを開発する。(平成17年度)</p>	(開)海洋地球課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>4-8-5 深海に生息する微生物を対象に、高圧下でのみ発現する遺伝子群や高圧性微生物だけが持つ特殊な遺伝子の発現調整機能の解明、極限環境特性のひとつである超臨界水中の分子特性並びに環境応答生物機能の解明、さらに解析を完了した深海微生物のゲノム情報を利用した産業応用技術の開発を行う。(平成17年度)</p> <p>4-8-6 地球環境変動、プレートテクトニクス、地震発生メカニズム等の地球科学に関する研究を促進するために、最終的に海底下の地層からマントル物質を含む有用な試料を採取できる地球深部探査船の建造を行う。(平成17年度)</p> <p>4-8-7 自律型無人潜水機の研究において、動力源が燃料電池とリチウムイオン電池、最大使用深度3500m、航続距離300kmという性能を持つ技術試験1号機を開発し、基本性能の技術を確立する。(平成16年度)</p>	
	4-9 社会基盤等の重要分野の推進や急速に発展しうる領域への対応	豊かで安心・安全で快適な社会を実現するために、社会の抱えているリスクを軽減する研究開発や国民の利便性を向上させ、質の高い生活を実現するための研究開発を推進する。	<p>4-9-1 全国主要98断層帯の活断層調査結果等により、「全国を概観した地震動予測地図」を作成する。(平成16年度)</p> <p>4-9-2 地震災害に負けない都市を創るため、地震による被害を最小限にするための共用の研究施設「E-ディフェンス(実大三次元震動破壊実験施設)」を完成させる。(平成16年度)</p> <p>4-9-3 大都市圏において大地震が発生した際に人的・物的被害を軽減化できることを目指した研究開発を推進し、地震防災対策に関する科学的・技術的基盤を確立する。(平成18年度)</p> <p>4-9-4 地球観測等への利用が可能な成層圏プラットフォーム飛行船システムを実現するため、飛行船の成層圏到達技術及び定点滞空技術を確立する。(平成16年度)</p> <p>4-9-5 移動時間短縮に貢献する次世代超音速機の実現を目指して、最適機体形状設計技術を確立する。(平成18年度)</p> <p>4-9-(追加) 平成20年度までに、地震、火山噴火など自然災害発生可能性の高い地域において、最新の科学的知見・成果の普及を通じた防災力の向上に資する事業を推進し、安全・安心で自然災害に強い地域社会の実現に貢献する。</p>	(科)計画官 / (開)地震・防災研究課 防災科学技術推進室、宇宙開発利用課
5 優れた成果を創出する研究開発環境を構築するシステム改革	5-1 競争的かつ流動的な研究開発システムの構築	競争的資金の改革及び拡充等により競争的な研究開発環境を整備するとともに、任期制の広範な普及等による人材の流動性を向上させ、競争的かつ流動的な研究開発システムを構築する。	<p>5-1-1 競争的資金の倍増の方針に沿って文部科学省における競争的資金の倍増を目指す。(平成17年度)</p> <p>5-1-2 第2期科学技術基本計画、総合科学技術会議等の方針を踏まえながら公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制を整える。(平成17年度)</p> <p>5-1-3 競争的資金の中の間接経費を拡充する。(平成17年度)</p> <p>5-1-4 我が国の研究開発活動の中核を担う国研、独法研究機関における任期制の広範な普及を図る。(平成17年度)</p> <p>5-1-5 国研、独法研究機関における研究職の採用について原則公募を目指す。(平成17年度)</p> <p>5-1-6 学位取得後の早い段階から、研究者の流動性向上に向けた環境を整備する。(平成17年度)</p>	(科)計画官 / (科)調査調整課、基盤政策課・(振)学術研究助成課 / 基礎基盤研究課 / 研究環境・産業連携課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
	5-2 評価システムの改革	科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点から適切な評価を実施する。また適切な評価の実施により、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たす。	<p>5-2-1 すべての自然科学関係の国立試験研究機関等において、国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月内閣総理大臣決定、以下「大綱的指針」といふ)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月文部科学大臣決定、以下「文科省指針」といふ)に示された事項である、評価結果の資源配分等への反映等に対応する。(平成14年度)</p> <p>5-2-2 すべての自然科学関係の国立試験研究機関等において、評価結果の資源配分等への反映状況を公表する。(平成17年度)</p> <p>5-2-3 評価に必要な資源を十分確保するため、評価予算の科学技術関係経費(文部科学省分)に占める比率を倍増する。(平成17年度)</p> <p>5-2-4 適切な評価が実施されるよう、評価結果等をデータ化した評価データベースを作成するとともに、評価業務に携わる人材が評価データにアクセス可能な体制を構築する。(平成17年度)</p> <p>5-2-5 評価人材の養成・確保のため、研究開発評価に関する研修や講演会等を実施する。(平成15年度)</p> <p>5-2-6 フォローアップ等により、毎年度文部科学省の所掌に係る研究開発の評価活動の内から文科省指針に示された評価の意義等に沿って実施されて優れた活動を把握し、広く紹介する。(平成17年度)</p>	(科)計画官
	5-3 創造的な研究機関・拠点の整備	優れた成果を生み出す研究開発システムを実現するため、機関のマネジメントの改革等を促進し、国際的に一流の研究開発拠点を構築する。	<p>5-3-1 研究者の任期付雇用体制のための人事・評価制度を策定し、研究開発実績を、資金の配分、給与に反映させるシステムを確立する。(東京大学先端科学技術センター)(平成18年度)</p> <p>5-3-2 ニーズに応じた研究開発プロジェクトとして弾力的に推進する。企業との共同研究促進のための体制を構築する。(意思決定の迅速化、NPO法人の設立等)(大阪大学大学院工学研究科)(平成18年度)</p> <p>5-3-3 若手研究者の育成システムを構築し、研究開発成果に基づく評価制度を確立する。研究支援部門の整備を行う。(京都大学大学院医学研究科)(平成19年度)</p> <p>5-3-4 ベンチャー企業の設立及びそのノウハウの報告書作成(産業技術総合研究所)(平成19年度)</p>	(振)研究環境・産業連携課 / (科)調査調整課科学技術振興調整費室
	5-4 優れた研究者・技術者の養成・確保	我が国の将来の研究活動を担う優れた研究者・技術者の養成・確保	<p>5-4-1 「ポストドクター等1万人支援計画」の趣旨を踏まえ、ポストドクトラル制度等の質的充実を図りつつ、政府全体として優れた若手研究者に対し、フェローシップ等による1万人規模の支援を行い、若手研究者の自立性向上等を目指す。(平成17年度)</p> <p>5-4-2 競争的資金によるポストドクターを確保する機会の拡充を図り、研究指導者の明確な責任の下、若手研究者の資質向上を図る。(平成17年度)</p> <p>5-4-3 ポストドクターの流動性向上に向けた環境を整備し、学位取得後の早い段階から、多様な研究環境の選択による若手研究者自身の創造性豊かで広い視野を有する研究能力の涵養を目指す。(平成17年度)</p> <p>5-4-4 技術士資格が欧米の同種資格と同程度に普及することを目指し、技術士登録者数の着実な増加を達成する。(平成17年度)</p> <p>5-4-5 海外の技術者資格との相互承認に向けた協議を進める。(平成17年度)</p> <p>5-4- (追加) 科学技術に携わる者の研究開発意欲の向上及び科学技術振興に対する意識の向上を図るとともに、優れた研究開発並びにそれらによる科学技術革新の状況の周知を通じて科学技術に対する国民の理解と協力を増進する。</p>	(科)基盤政策課 / (科)計画官付、(振)振興企画課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
	5-5 研究開発基盤の整備	独創的・先端的な研究開発を進めるため、施設整備はもとより、知的基盤(研究用材料、計量標準、計測方法・機器等、データベース)研究情報基盤などの研究開発基盤の整備を図る。	<p>5-5-1 2010年を目途に、知的基盤整備計画(科学技術・学術審議会阿部前会長より遠山大臣に平成13年8月30日に答申)に記載された重点的に整備する知的基盤(研究用材料(微生物等の生物遺伝資源等)、計量標準、計測方法・機器等、データベース)の整備について、指標に示されているような整備目標を達成する。(平成22年度)</p> <p>5-5-2 多様な物質・材料の構造解析をはじめとして、従来の光源では達成できない未踏の科学技術領域の開拓に寄与する施設である大型共同利用施設(Spring-8・Super Photon ring 8GeVの略称)の共用利用をさらに促進し、優れた研究成果を社会に還元するため、施設整備等を進め、利用者数が前年度に比べて拡大するよう運用を図る。(平成16年度)</p> <p>5-5-3 観測実験・シミュレーション等で大容量のデータを扱い、超高速・広帯域のネットワークを必要とする高エネルギー・核融合科学をはじめとする先端分野の研究を一層推進するため、先端的研究機関を最速10Gbpsの回線で接続する超高速研究ネットワーク(スーパーSINET)のノード(接続拠点)数を平成15年度までに28機関において整備し、さらに順次拡充する。(平成17年度)</p> <p>5-5-4 世界水準の教育研究成果の確保を目指し、国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、約600m²の国立大学等の施設整備を重点的・計画的に行う。(再掲)(平成17年度)</p>	(振)研究環境・産業連携課 / (振)情報課、基礎基盤研究課、ライフサイエンス課・(官)計画課
	5-6 科学技術活動の国際化の推進	国際的な取組が必要とされている研究を国際協力プロジェクトとして推進するとともに、研究成果等の積極的な海外発信を行い、我が国の科学技術活動を認知させる。また、研究者国際交流を促進するとともに、国内の研究環境を国際化する。	<p>5-6-1 地球規模の問題の解決を目指した研究や国際的な取組が必要となる基礎研究等について、国際協力プロジェクトを推進する。(平成17年度)</p> <p>5-6-2 研究者間のネットワークを構築し、我が国の研究成果、研究水準を世界に発信するため、海外で開催される国際会議等で研究発表を行う研究者の派遣を拡充する。(平成17年度)</p> <p>5-6-3 研究者間のネットワークを構築し、我が国の研究成果、研究水準を世界に発信するため、我が国の主導により開催する国際会議に対する支援を拡充する。(平成17年度)</p> <p>5-6-4 研究者国際交流を促進し、我が国の研究環境を国際化するため、外国人研究者の受け入れを拡充する。なお、外国人特別研究員制度(日本学術振興会)の受入人数は、科学技術・学術活動の国際化推進方策について「報告」(科学技術・学術審議会国際化推進委員会)に掲げられた2,050人/年を目標とする。(平成17年度)</p> <p>5-6-5 研究者国際交流を促進し、我が国の研究環境を国際化するため、海外の優れた研究機関で研究する経験を積めるよう日本人研究者の派遣を拡充する。(平成17年度)</p>	(科)国際交流官
6 科学技術と社会の新しい関係の構築を目指したシステム改革	6-1 産業を通じた研究開発成果の社会還元への推進	産学官連携を強化するとともに、大学における知的財産の創出を刺激・活性化し、大学発の研究成果の産業化を拡充することにより、研究成果の社会還元を実現する。	<p>6-1-1 大学発特許取得数を10年間で1.5倍に増加する。(平成22年度)</p> <p>6-1-2 大学発特許実施件数を5年後に10倍に増加する。(平成17年度)</p> <p>6-1-3 大学等の産学官連携、知的財産、技術経営(MOT)に係る専門知識や経験を有する人材を5年後に5倍に増加する。(平成19年度)</p>	(振)研究環境・産業連携課
	6-2 地域における科学技術振興のための環境整備	地域の研究開発に関する資源やポテンシャルの活用や地域における科学技術振興のための環境整備を行うことにより、我が国の科学技術の高度化・多様化、ひいては当該地域における革新技術・新産業の創出を通じた我が国経済の活性化を図る。	<p>6-2-1 知的クラスターを10拠点程度育成する(平成18年度)</p> <p>6-2-2 産学官連携の拠点となるエリアを15~20ヶ所程度育成する(平成18年度)</p>	(科)基盤政策課地域科学技術推進室 / (振)研究環境・産業連携課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			<p>6-2-3 各事業を通じた大学等の産学官連携による研究開発を3割程度増加させる。(平成18年度)</p> <p>6-2-4 地域施策を通じた大学等の特許権の出願件数を3割程度増加させる。(平成18年度)</p> <p>6-2-5 知的クラスター創成事業の実施地域で産業クラスターとの合同成果発表会等を毎年開催する(平成17年度)</p> <p>6-2-6 知的クラスター創成事業や都市エリア事業における参加企業を増加させる。(平成17年度)</p> <p>6-2-7 すべての都道府県、政令指定都市が独自の科学技術政策大綱や方針を策定するように促す。(平成18年度)</p>	
	6-3 国民の科学技術に対する理解の増進及び信頼の獲得	理科・数学に重点を置いた教育課程の研究開発、実験・観察を重視した活動の推進及び学校と大学・研究機関等との効果的な連携方策や研究者の業績発信等を推進し、児童生徒の科学的体験の機会を充実させるとともに、これらについての知見を確立する。また、広く国民に向けたメディアを活用した科学技術についての情報発信、科学館や科学系博物館の活動強化を実現し、国民の科学技術に対する理解の増進及び信頼の獲得を図る。	<p>6-3-1 理科・数学に重点を置いた教育課程の研究開発等を行うスーパーサイエンスハイスクールを指定し、その活動を支援することによって、理科・数学教育について特色ある取組を推進する。都道府県単位のモデル地域を指定し、域内の小・中学校において、科学に対する知的な好奇心や探求心、科学的な見方や考え方の育成に取り組む科学技術・理科教育推進モデル事業を実施し、理数教育の充実を図る取組を推進する。(平成18年度)</p> <p>6-3-2 大学、研究機関、民間企業等と学校、教育委員会の連携によって行われる実験等の取組や教員研修を支援し、児童生徒が科学技術や研究者・技術者に触れる機会を充実させるあり方の調査研究を行う。 研究者の情報発信等のあり方について知見を得る等の科学技術・理科についての学習支援手法の調査研究、を行うサイエンス・パートナーシップ・プログラムを推進する。(平成18年度)</p> <p>6-3-3 研究機関等における最先端の研究成果等を学習素材として活用し、先進的な科学技術・理科教育用デジタル教材や学校等にこれらを提供するためのシステムを開発し、開発手法について公開する。また、開発したデジタル教材を用いた学習活動について評価を実施する。希望する教員や各地域において成果の活用を図る。(平成17年度)</p> <p>6-3-4 TVメディアを活用した科学技術番組を開発し、その普及を推進すること、また、科学館等における先駆的な手法を用いた科学技術に関する展示の開発を行うとともに、その活用を推進することにより、国民に科学技術についてわかりやすく伝える。(平成18年度)</p> <p>6-3-5 最先端の科学技術及び科学技術の理解増進に関する内外への情報発信及び交流のための拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。(平成18年度)</p> <p>6-3-6 科学技術行政についても、広く国民等の多様な意見を募集するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る。(平成18年度)</p> <p>6-3-(追加) 高い指導技術を持つ教員の指導技術の収集・蓄積とその評価尺度の検討を行うため、これらの教員が指導法の開発を更に行う機会を創出する。収集・蓄積した指導技術を社会に還元するとともに、良好な成果を挙げた教員については表彰することにより、理科・数学教員の社会的地位向上につなげる。</p>	(科) 基盤政策課、計画官 / (生) 社会教育課・(初) 教育課程課
7 スポーツの振興と健康教育・青少年教育の充実	7-1 生涯スポーツ社会の実現	国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。	7-1-1 成人の週一回以上のスポーツ実施率を50%以上とする。(平成22年度)	(ス) 生涯スポーツ課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			7-1-2 全国の各市町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成する。(平成22年度) 7-1-3 総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を引き続き実施する。(平成15年度) 7-1-4 総合型地域スポーツクラブの運営を担う人材の育成のため、クラブマネージャー養成講習会を実施し、100名以上の参加者を得る。(平成16年度) 7-1-5 生涯スポーツコンベンションを実施し、意見交換会やシンポジウム等を通じて生涯スポーツの振興を担う関係者の連携・協力を図る。(平成17年度) 7-1-6 各都道府県において少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成する。(平成22年度) 7-1-7 全国の半分以上の都道府県において広域スポーツセンター育成モデル事業を実施する。(平成17年度)	
	7-2 我が国の国際競技力の向上	平成20年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現する。	7-2-1 トップレベルの競技者を組織的・計画的に育成するため、一環指導システムを構築する。(平成17年度) 7-2-2 ハード・ソフト両面において充実した機能を有するナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を整備する。(平成20年度) 7-2-3 競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる専任コーチを各競技団体に2名配置する。(平成20年度) 7-2-4 競技者各人の特性に応じた専門的な技術指導を行うことができる指導者(コーチ、スポーツドクター、アスレティックトレーナー)を平成20年までに新たに5千人養成する。(平成20年度) 7-2-5 トップレベルの選手に対し、国内外での強化合宿を実施する。(平成20年度) 7-2-6 高度な専門的能力を有する指導者を養成・確保するための研修制度(ナショナルコーチアカデミー)を確立する。(平成20年度) 7-2-7 スポーツ医・科学情報に関する研究成果の活用を図るため、国立スポーツ科学センターと関係機関との連携・協力体制を強化する。(平成20年度)	(ス) 競技スポーツ課
	7-3 学校体育・スポーツの充実	たくましく生きるための健康や体力を培うため、児童生徒の運動に親しむ資質・能力を育成し、体力を向上させるとともに、体育指導者・施設を充実し、運動部活動を改善・充実する。	7-3-1 児童生徒の体力の低下傾向を上昇傾向に転じさせる。(平成17年度) 7-3-2 児童生徒の体力の低下の問題や体力の重要性について理解を促し、体力向上のための取組がなされるような全国キャンペーンを実施する。(平成17年度) 7-3-3 児童生徒が主体的に体を動かすようになるための資料を作成配布する。(平成17年度) 7-3-4 平成13年度水準より地域のスポーツ指導者を体育の授業における教諭の補助者として積極的に活用されている状況を確立する。(平成17年度) 7-3-5 平成13年度水準より地域のスポーツ指導者を運動部活動に積極的に活用されている状況を確立する。(平成17年度)	(ス) 企画・体育課 / (ス) 参事官

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標（カッコ内は達成年度）	担当課（主管課／関係課）
			7-3-6 複数校合同チームが中学校の全国大会に参加できるようになるなど、複数校合同運動部活動の取組が現在より推進されている状況を確立する。（平成17年度）	
			7-3-7 複数校合同チームが高等学校の全国大会に参加できるようになるなど、複数校合同運動部活動の取組が現在より推進されている状況を確立する。（平成17年度）	
	7-4 学校における健康教育の充実	児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるような条件整備を行うとともに、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度を養う。	7-4-1(変更) 学校保健の充実により、児童生徒の健康増進を図るための取組状況を改善する。（平成17年度）	(ス)学校健康教育課
			7-4-2 すべての学校における安全管理に係る取組を進め、学校における重大な事故件数を減らす。（平成17年度）	
			7-4-3 全小・中学校における食に関する指導の取組状況を改善する。（平成17年度）	
	7-5 青少年教育の充実と健全育成の推進	(変更) 青少年の心と体の健全な発達を促し、正義感・倫理観などを持った豊かな人間性を育むため、自然体験活動の充実、問題を抱える青少年への支援、子どもの読書活動の推進、有害環境対策の推進、国際交流の促進等により、青少年健全育成の総合的な推進を図る。	7-5-1 自然体験機会を得た青少年の割合を、平成14年度の割合を基準として、維持し又は増加させる。（平成17年度）	(ス)青少年課 / (ス)参事官
			7-5-2 自然体験活動に係る指導者の養成及び登録制度を構築する。（平成17年度）	
			7-5-3 自然体験活動に資する場所の登録件数を増加させる。（平成17年度）	
			7-5- (追加) 非行等の問題を抱える青少年に対して、自立心や社会性を高めていくことを目的とした体験活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する。	
			7-5- (追加) 子どもの読書活動に関する社会的気運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動推進体制の整備を図る。	
			7-5- (追加) 青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、青少年の情報活用能力の育成及び問題性や注意事項等についての啓発を推進する。	
			7-5- (追加) 国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互の認知度・理解度の向上を図る。	
8 文化による心豊かな社会の実現	8-1 芸術文化活動の振興	我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。	8-1-1 優れた芸術創造活動への支援を継続し、芸術創造活動を活性化させる。（平成17年度）	(文)芸術文化課
			8-1-2 新進芸術家の海外への留学を支援することにより、芸術創造活動を活性化させる。（平成17年度）	
			8-1-3 新進芸術家の国内での研修を支援することにより、芸術創造活動を活性化させる。（平成17年度）	
			8-1-4 公立文化会館や劇場等における優れた自主企画・制作及び公演に対する重点支援を行い、芸術創造活動を活性化させる。（平成17年度）	
			8-1-5 子どものための公立文化施設における公演機会の提供を継続し、芸術文化の普及活動水準を向上させる。（平成17年度）	

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
			8-1-6 子どものための学校における芸術文化に触れる機会の提供を継続し、芸術文化の普及活動水準を向上させる。(平成17年度)	
	8-2 文化財の次世代への継承・発展	文化財の保存・活用に関する専門職員等の資質向上を図り、社会状況の変化、時代の要請などを踏まえた文化財の範囲の見直し、文化財に関する情報化の推進を図る。	8-2-1 文化財の保存・活用の取組を充実させて、文化財に携わる人材の確保と資質の向上を図るため、文化財の保存・活用に関する研修の実施を推進する。(平成18年度) 8-2-2 都道府県及び市区町村の文化財行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する講習会を行い、文化財行政の向上に資する。(平成18年度) 8-2-3 国が新たに指定する文化財のうち近代の分野のものの指定を積極的に行う。(平成18年度) 8-2-4 国指定文化財について、文字情報及び画像情報をデジタル化し、その公開の促進を積極的に進める。また、国立博物館・美術館等の所蔵品をデジタル化し、その分の公開の促進を積極的に進める。(平成18年度) 8-2- (追加) 計画的な公有化の実施 8-2- (追加) 各相手国の状況に応じた、技術協力等の展開を図る。	(文) 伝統文化課、美術学芸課、記念物課、建造物課
	8-3 文化振興のための基盤整備	高度化、多様化しつつある国民の文化への関心の高まりに応えるため、新たな文化拠点等の整備を行うほか、文化に関する総合的な情報システムの構築を進める。また、文化活動を支える基盤である国語及び著作権制度の普及・啓発を図る。	8-3-1 国立新美術館の整備を行う。(平成18年度) 8-3-2 九州国立博物館(仮称)を開設する。(平成17年度) 8-3-3 文化庁ホームページを含めた文化情報総合システムの情報内容の充実を図る。(平成17年度) 8-3-4 国民の国語に関する意識の把握に努めるとともに、国語の普及・啓発を図るため、より広範に、国語に関する協議会等を開催する。(平成17年度) 8-3-5 著作権の普及・啓発を図るため、より広範に、著作権に関する講習会等を開催する。(平成17年度) 8-3-6 著作権教育の充実を図るため、全国の中学3年生にマンガ教材を配布する。(平成19年度)	(文) 政策課、著作権課、芸術文化課、国語課、美術学芸課
	8-4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進	我が国の文化芸術活動の水準を向上させ、文化を通じた国際貢献を行うとともに諸外国との相互理解の増進を図るために、文化芸術振興、文化財保護における国際文化交流を推進する。	8-4-1 ハイレベルな海外の芸術家・文化財専門家を招へいし、国際文化交流のためのネットワークの構築を図る。(平成17年度) 8-4-2 我が国の芸術団体が海外公演を行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。(平成17年度) 8-4-3 海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが共同制作公演を開催し、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。(平成17年度) 8-4-4 世界の文化遺産保護における国際協力について我が国の経験や技術を活用するために、文化財専門家の派遣や招へい研修の充実を図る。(平成17年度)	(文) 国際課 / (文) 芸術文化課、伝統文化課、美術学芸課、記念物課、建造物課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流 協力の推進	9-1 日本人の心の見える国際教育協力の推進	開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会(文部科学大臣の私的懇談会)における議論を踏まえつつ、我が国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させる。また、協力を携わった現職教員がコミュニケーション、異文化理解能力を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることによって、我が国の「内なる国際化」を推進する。	<p>9-1-1 協力経験の豊富な理数科教育、教員研修制度、教育行政、学校運営の諸分野において開発途上国における協力経験を蓄積・分析し、協力関係者に伝達するための拠点システムを整備する。協力経験の浅い他の分野においては、本邦におけるワークショップの開催や開発途上国における現地調査などにより、我が国の教育経験に関する情報提供と対話プロセスの強化を行う。拠点システムの参加団体数が70以上(経験の豊富な分野12団体×4分野 経験の浅い分野3団体×7分野)となるようにする。(平成17年度)</p> <p>9-1-2 青年海外協力隊を初めとする国際協力事業への現職教員の参加体制を整備 強化し、毎年度の参加人数が100人以上となるようにする。(平成17年度)</p> <p>9-1-3 行政から草の根までを含めた幅広い協力を実現するため、NGOや地方自治体との会合を定期的に開催する。(平成17年度)</p> <p>9-1-4 国際教育協力懇談会の議論を、広く国民各層と共有化を図るために国際教育協力懇談会シンポジウムを全国各地で開催する。延べ1800人(300人×6回)以上のシンポジウム参加人数を目標とする。(平成14年度)</p> <p>9-1-5 「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、開発途上国における就学率の向上、識字率の向上など、「ダカール行動の枠組み」で示された目標に向けた取り組みに貢献する。(平成27年度)</p>	(官)国際課国際協力政策室 / (官)国際統括官付
	9-2 諸外国との人材交流の推進	諸外国との人材交流等とおして、国際的人材育成を推進するとともに、諸外国の人材養成への協力、我が国と諸外国の相互理解の増進、我が国の経済・社会構造の国際化等を図り、豊かな国際社会を構築する。	<p>9-2-1 10万人の留学生を我が国に受け入れる。(平成16年度)</p> <p>9-2-2 私費外国人留学生学習奨励費給付制度を通じて、成績優秀で、学習意欲のある留学生が経済的に安心して勉学に専念できる留学環境の整備充実を図る。(平成20年度)</p> <p>9-2-3 留学生宿舎の整備を通じて、留学環境の整備を図る。(平成19年度)</p> <p>9-2-4 国内外において実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とするため、日本留学試験の実施を推進する。(平成19年度)</p> <p>9-2-5 諸外国の初等中等教育段階の教職員を招へいし、我が国の教育制度、教育事情に関する理解を深める機会を提供するとともに、我が国教職員との交流することにより、相互理解の増進及び教職員の資質向上を図る。(平成18年度)</p> <p>9-2-6 諸外国の行政官・学者・専門家を招へいするとともに、我が国の行政官・学者・専門家を諸外国に派遣し、交流等を通じて相互理解の増進を図り、教育・文化・スポーツ・学術・科学技術分野における二国間の連携協力関係を図る。(平成18年度)</p> <p>9-2-7 スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。(平成18年度)</p> <p>9-2-8 外国語教育の多様化を推進するため、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進指定地域に指定し、地域の関係機関との連携のもとに実践的な調査研究を行い、外国語教育の一層の推進を図る。また、国際理解教育を推進する観点から、日本人高校生を諸外国に派遣する。(平成18年度)</p> <p>9-2-(追加) ユネスコを通じ、開発途上国の科学技術分野における人材養成事業に協力する。主にアジア・太平洋地域の大学等とネットワークを構築し、若手研究者等を対象とした研修事業を実施する。</p>	(官)国際課 / (高)留学生課

政策目標	施策目標	基本目標	達成目標 (カッコ内は達成年度)	担当課 (主管課 / 関係課)
	9-3 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保	大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会(文部科学大臣の私的懇談会)における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。 また、国際開発協力に携わる人材の育成・確保をはかる。	9-3-1 国内大学における国際開発協力ポテンシャル(協力可能な教員、途上国への協力実績、協力に関する抱負等)を把握し、援助機関等の外部機関に対し国内大学を紹介可能とするため、大学組織および教員のデータベースを整備し、登録大学を300大学、登録教員を3000人まで増やす。(平成17年度)	(官)国際課国際協力政策室
		9-3-2 大学における国際開発協力活動を支援するサポートセンターを整備し、同センターを通じ、5の援助機関、10の国内外大学関係機関、5のその他連携機関との連携を開始・強化する。(平成16年度)		
		9-3-3 開発途上国の開発問題を専門とする若手人材が国際開発協力活動等に携わることを推進し、人材の育成を図る。(平成18年度)		